

# 白川町商工会だより

2月号(第379号)

令和8年2月2日発行

白川町商工会

TEL: 0574-72-1205

FAX: 0574-72-2405

**「ビジキャンしらかわ」創業継業等個別相談会を開催しました!**



令和8年1月21日(水)白川町役場(新庁舎)にて、「ビジキャンしらかわ」創業・継業等個別相談会を新たに開設しました。

本相談会の対象者は、移住して町内でこれから創業したい方、農業などから新たに事業を展開したい方、事業を譲りたい方、引き受けたい方など、商工会員・町民・事業形態に限らず、どなたでも参加できます。

講師は、岐阜県よろず支援拠点から中小企業診断士:鈴木ちさと氏・横山暁一氏をお招きし、様々な幅広いご相談に対応可能です。

「ビジキャンしらかわ」は、白川町でビジネスをやる!新たなビジネスを可能にしよう!などという意味の新しい相談会です。

毎月予約制で白川町役場にて開催します。

2月25日(水)・3月23日(月)13:00~

16:00まで。お一人約1時間先着6名まで。

相談料は、無料です。

申込先は、白川町商工会 TEL:72-1205

白川町役場振興課 TEL:72-1311

もしくは、岐阜県よろず支援拠点

TEL:058-277-1088 へお電話ください。

QRコードからもお申し込みいただけます。

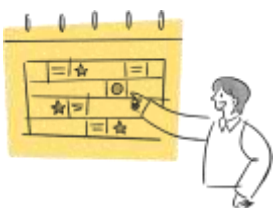


左:横山暁一氏 右:鈴木ちさと氏

ネット  
申し込み



【ご相談内容】



事業計画



資金調達



マーケティング



ブランディング

## 事業継続力強化計画フォローアップセミナーを開催しました！

令和8年1月27日(火)白川町商工会館にて、中小企業診断士：藤井健太郎氏を講師にお招きし、「事業継続力強化計画フォローアップセミナー」を開催しました。  
本セミナーでは、自然災害の発生・感染症の拡大・情報漏洩等の緊急事態に際して、事業を継続するために予め計画する(ジギョケイ)の作成方法や必要性、国から認定を受けることで、補助金加点や税制措置を受けられるメリットなど、事例を踏まえてノウハウを学んで頂きました。多くの方にご参加頂きありがとうございました。



## 移動商工会（2・3月）のお知らせ！

移動商工会では、決算・確定申告に向けての相談を行います。黒川会場は大変混み合うため、事前に予約を頂いた方を優先に相談に応じます。ご希望の方は、早めにご予約をお願いします。

相談実施日	時間	開催場所
2月18日(水)	午後1時～午後4時	佐見 ふれあいセンター
2月20日(金)	午前10時～午後4時	黒川 ふれあいセンター
3月2日(月)	午後1時～午後4時	佐見 ふれあいセンター
3月9日(月)	午前10時～午後4時	黒川 ふれあいセンター

## 税理士による決算・確定申告無料相談のお知らせ！

税理士による決算・確定申告無料相談を次の日程にて行います。

山林・土地の売買に係る譲渡・消費税の申告相談などにご利用下さい。

完全予約制のため、ご希望の方は、早めにご連絡をお願いします。(事前予約:TEL72-1205)

確定申告相談日	時間	専門税理士
2月26日(木)	午後1時30分～午後4時30分	田口康生 税理士
3月5日(木)	午後1時30分～午後4時30分	田口康生 税理士
3月12日(木)	午後1時30分～午後4時30分	田口康生 税理士

※ 相談に来会される時は、決算書・申告書等相談内容に関する資料を揃えてお越しく下さい。

【この相談会は、岐阜県の補助金を受けて実施しています。】

しっかり記帳を行い、経営内容を把握して、節税対策や経営改善を図りましょう！

# 決算・確定申告のご相談は完全予約制です!!

予約をされず来会された場合、後日になる場合もあります!!

(事前予約:白川町商工会 TEL72-1205)

令和8年2月16日(月)から所得税の確定申告の受付が始まります。

電子申告をご利用の方(昨年初めて電子申告を利用された方も含みます)には、決算書、確定申告書等の書類が税務署から一切送付されません。

申告書等用紙が必要な方は、商工会へ取りに来ていただくか、国税庁ホームページ「確定申告書等の様式・手引き等(令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分)」に各種様式を掲載しておりますので、ご自宅のパソコン等からダウンロードして印刷してご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r07.htm>

## 【決算・確定申告相談時の持ち物】

- 令和7年分確定申告のお知らせのハガキ(税務署より)
- 昨年分の申告書等の控え
- マイナンバー(本人、控除対象配偶者・扶養者)
- 源泉徴収票(給与・公的年金等)
- 売上や経費のわかる帳簿
- 生命保険・社会保険料等の控除証明書
- 医療費控除・寄附金の領収書  
(医療費は、医療を受けた人・病院毎に集計してご来会ください。)
- 住宅ローンに関する書類(ローン残高証明書など)

※ 決算支援手数料が発生します。

所得税1件 会員:3,000円、非会員10,000円

消費税1件 会員:3,000円、非会員10,000円

## 新規会員のご紹介!!

事業所名	代表者名	地区名	事業内容
安江電気保安管理事務所	安江 和重	佐見	専門サービス業
神戸オルガン	神戸 哲朗	三川	楽器製造業
Hida-Oyatsu	藤井 美佐子	黒川	飲食サービス業
はや志電気工事合同会社	林 隆介	赤河	電気工事業
Smart labo	吉川 敦子	白川	専門サービス業
制作室六時	田口 明奈	三川	情報処理サービス業

ご入会ありがとうございます。おかげ様で新しい仲間が増えました!!

会員の皆様のお取引先やお知り合いの方で、まだ商工会に加入されていない事業所や、商工会青年部・商工会女性部に加入されていない方がありましたら、是非ご紹介ください。

# 建設業の事業主の皆さまへ！

## 「事務所等の労災保険（末尾6）」の加入をお願いします。

所属労働者が事務所の事務や作業場、資材置き場など「特定の工事現場に付随しない業務」に従事し、または行う見込みがある場合は、**事務所等の労災保険(末尾6)**に加入しなければなりません。

手続きがまだお済でない事業主の方は、事業場を管轄する労働基準監督署等へご相談ください。

### 【建設業に適用される労働保険は3種類】

	保険の種類	適用事業主	給付の概要
労災保険	① 工事現場に係る労災保険 (有期事業:単独有期事業・一括有期事業)	元請け工事の事業主	工事現場の作業に従事する労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
	② 工事現場以外の労災保険 (継続事業・事務所等労災など)	特定の工事現場に付随しない業務に従事する労働者を雇用する事業主	工事現場以外で特定の工事現場に付随しない業務に従事する労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
雇用保険	③ 被保険者に係る雇用保険	被保険者を雇用する事業主	被保険者が失業した場合や、雇用の安定を図るための各種給付金・助成金

詳しくは、「厚生労働省 HP」にてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001582003.pdf>

●所属労働者とは・・・事業場(会社・店舗・工場など)に「所属している」とみなされる労働者のことです。

●「特定の工事現場」とは・・・労災保険において建設業の保険料を計算する際の“一つの工事ごとに区切られた現場”をいいます。新築工事現場、道路の舗装工事など、工事の場所が明確で工事の内容が特定されており、工期が決まっている、元請・下請など複数の事業者が入る可能性があるなど、「工事単位の現場」を指します。

●建設業において「特定の工事現場に付随しない業務」がある場合は、「事務所等の労災保険(末尾6)」の保険関係の成立手続きをお願いします。

●もし所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を原因として負傷等した場合は、「事務所等の労災保険(末尾6)」で労災給付の請求となります。



～事務手続きは労働保険事務組合へご相談ください～  
白川町商工会では、事業主の委託を受けて労働保険に関する申告・届出等の事務手続きを行うことについて厚生労働大臣の認可を受けて、事業主に代わって行っています。

まだ委託をしていない事業主の方は、委託をご検討ください。ご不明な点やわからないことがありましたら、ご相談ください。

<労働保険事務組合白川町商工会>

Tel 0574-72-1205